

6) 市の条例等に基づく施策の効果的活用

(1) 緑地保全推進地区の指定

①制度の趣旨

緑地保全推進地区（以下「推進地区」という。）は、緑の保全条例第9条の規定に基づく市独自の緑地保全制度として創設したものであり、緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策として、緑地の適正な保全に資することを目的としている。

推進地区の指定に係る緑地の選定は、緑の保全条例第7条の規定により定められた「鎌倉市緑の基本計画」（以下「基本計画」という。）において、将来的に次の法律に基づく緑地保全施策等が定められている緑地の中から行うものとし、その緑地を緑地保全推進地区指定検討対象地（以下「検討対象地」という。）としている。

- ・歴史的風土保存区域及び同特別保存地区の指定候補地
- ・近郊緑地保全区域及び同特別保全地区の指定候補地
- ・緑地保全地区の指定候補地
- ・都市公園の指定候補地
- ・施策検討地区

②指定の基本的考え方

検討対象地からの推進地区の指定は、次の事項を総合的に勘案して行うこととしている。

- ①推進地区の区域が、都市計画法第7条第3項の規定による市街化調整区域に位置するか、又はその多くを含んでいる。
- ②条例第9条第2項の規定により、検討対象地の土地の所有者の意見を聞いた結果、指定について承諾の意向が示された土地の面積（公簿による。以下同じ）と既に公有地化されている土地の面積を合わせた面積が、基本計画において保全評価Ⅰに位置づけられた緑地については、推進地区の面積の5割以上を占め、保全評価Ⅱに位置づけられた緑地については、推進地区の面積の6割以上を占めている。
- ③推進地区の区域内に、鎌倉市が実施している保全施策（鎌倉市緑地保全事業推進要綱第2条に基づく緑地保全契約など）が適用されている緑地を含んでいる。

また、検討対象地からの推進地区の指定において、当該緑地が、歴史的・文化的環境を確保する、潤いと安らぎのある都市環境を形成する、健全な生態系を保持する、人と自然との豊かなふれあいを確保する、災害に強く安全な都市をつくるなどの緑地の機能のうち、突出してその機能が高く、特に重要と判断されるものについては、その緑地毎に緑政審議会の意見を聴いた上で、指定に向け努力するものとする。

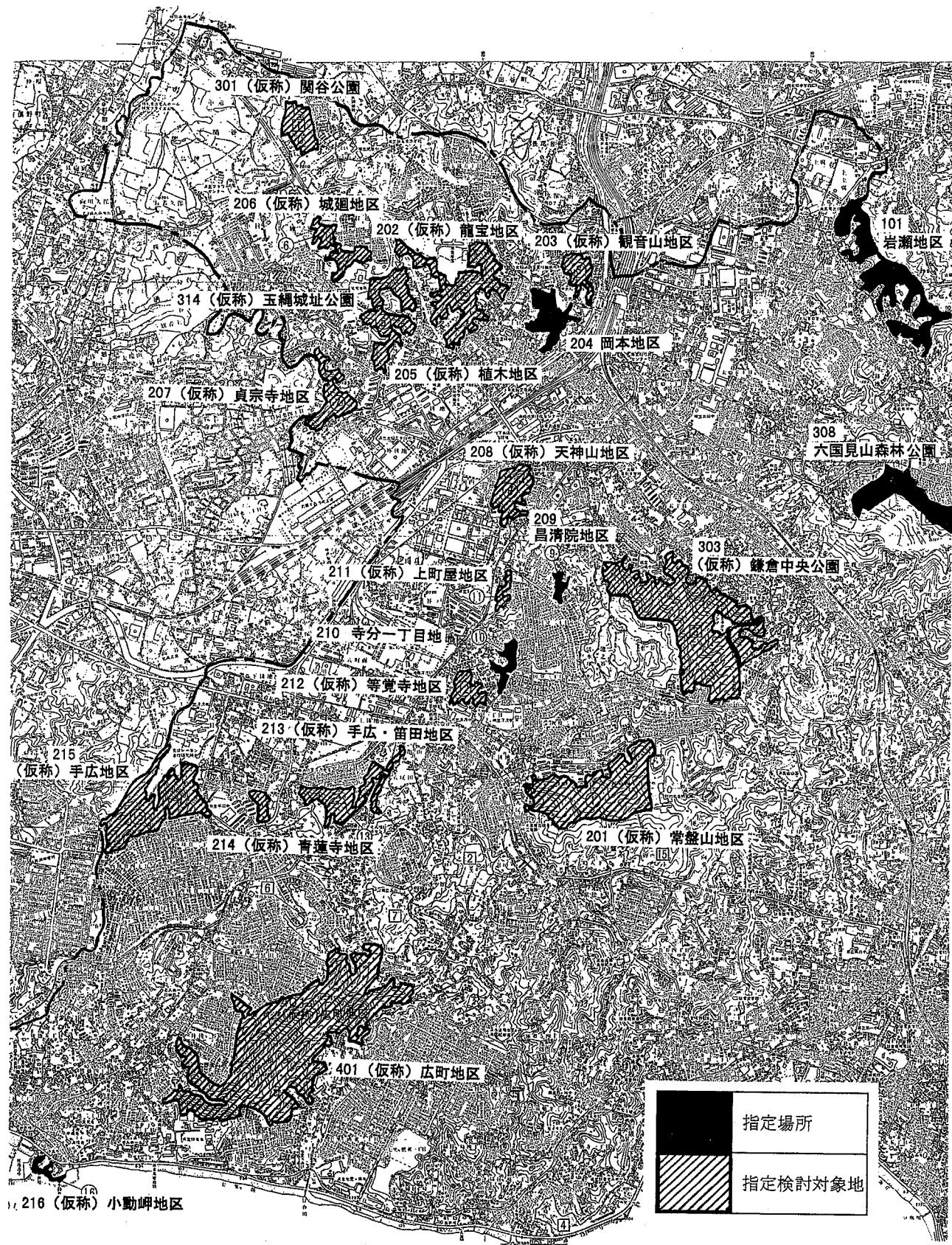
③緑地保全推進地区指定の状況

緑地保全推進地区の指定については、22地区の指定検討対象地から、平成12年4月に6地区（計34.85ha）を指定し、残る16地区の指定検討対象地についても、推進地区指定に向け努力している。

表6 緑地保全推進地区指定場所及び指定検討対象地

区分	指定場所			指定検討対象地		
	番号	地区名	面積ha	番号	地区名	面積ha
近郊緑地特別保全地区候補地	101	岩瀬地区	15.62	—	—	—
緑地保全地区候補地	204	岡本地区	5.19	201	(仮称) 常盤山地区	20.79
	209	昌清院地区	1.02	202	(仮称) 龍宝地区	12.32
	210	寺分一丁目地区	2.45	203	(仮称) 観音山地区	2.92
	216	小動岬地区	0.83	205	(仮称) 植木地区	4.59
				206	(仮称) 城廻地区	3.85
				207	(仮称) 貞宗寺地区	4.47
				208	(仮称) 天神山地区	5.44
				211	(仮称) 上町屋地区	1.59
				212	(仮称) 等覚寺地区	2.59
				213	(仮称) 手広・笛田地区	7.05
				214	(仮称) 青蓮寺地区	1.43
				215	(仮称) 手広地区	15.53
都市公園候補地	308	六国見山森林公园	9.74	301	(仮称) 関谷公園	4.42
				303	(仮称) 鎌倉中央公園	36.88
				314	(仮称) 玉繩城址公園	3.88
施策検討地区	—	—	—	401	(仮称) 広町地区	58.66
計	6地区		34.85	16地区		186.41
達成率	地区	27.3%	6/22地区=27.27=27.3%			
	面積	15.8%	34.85/221.26ha=15.75=15.8ha			

図4 緑地保全推進地区指定場所及び指定検討対象地



資料16 緑地保全推進地区指定検討対象地に関する土地所有者へのアンケート調査

鎌み第123号
平成10年12月14日実施

「緑地保全推進地区」指定検討対象地に関するアンケート

整理番号
212-C11072800000000

■ 住所・氏名等をお書きください。

* 土地所有者の氏名をお書きください。

氏名 _____ Tel _____

* 本回答を記入された方の住所・氏名・関係・電話番号をお書きください。

なお、土地所有者ご本人がお書きになった場合は空欄で結構です。

〒□□□-□□□□

住所 _____ 記載者 (所有者との関係: _____) Tel _____

設問1 緑地保全推進地区的指定について（該当する番号に○をお付けください。）

- ① 指定について承諾をする予定 → 設問3へお進みください
② 指定について承諾しない予定 _____ → 設問2、3へお進みください
③ 現段階では不明 _____ → 設問2、3へお進みください

設問2 設問1で②③と回答された方へ（該当する番号に○をお付けください。）

その理由をお聞かせください。

- ① 指定により制限を受けるから
② 将来開発を考えているから
③ 将来売却を予定しているから
④ その他（できるだけ詳しくお書きください。）

設問3 どのような支援策を強化すれば、承諾をしてもよいとお考えですか。また、設問1で①と回答された方でも、どのような支援策を強化してほしいとお考えですか。（該当する番号に○をお付けください。）

- ① 奨励金の増額（具体的な金額としては _____ 円/m²程度）
(現行の制度では毎年 税相当額+20円/m²)
② 市による樹林管理の肩代わり
③ 行政による斜面地の防災工事の実施
④ 必要が生じた場合の行政による土地買取り
⑤ その他

設問4 緑地保全推進地区指定検討対象地の内容について、ご理解いただけましたか。 (該当する番号に○をお付けください。)

- ① 市の資料で理解できる
② 市の資料で分からぬ所があり、もう少し詳しく説明を聞きたい。
③ よく理解ができないので、市から説明をして欲しい

②③と回答された方へ
どこが不明かお書きください。（書ききれない場合は別紙でも結構です。）

* 不明な点について、後日市から文書等でお答えをさせていただきます。

設問5 その他、緑の保全に関するご意見等ございましたらご自由にお書きください。

大変ありがとうございました。ご意見を参考に指定の検討をさせていただきますが、指定の方針等が決まりましたら、ご連絡をさせていただきます。

事務担当 鎌倉市緑地海浜部みどり課緑政担当
住所 〒248-8636 鎌倉市御成町18-10
電話 0467-23-3000 内線619
FAX 0467-25-5508

設問は、裏面に続きます

(2) 緑地保全基金の活用

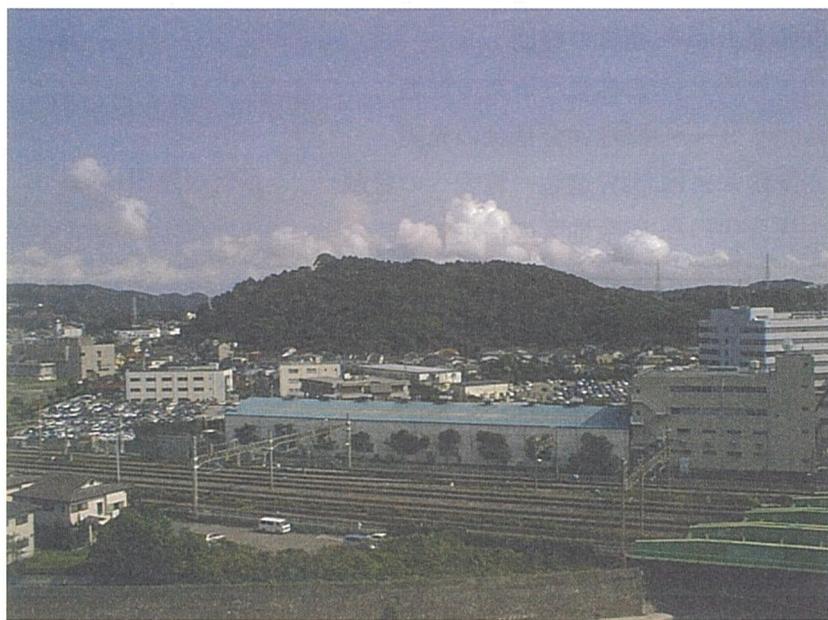
鎌倉市緑地保全基金（以下、「保全基金」という。）は、「鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例」に基づき、市内の豊かな緑地の保全に係る事業の円滑な推進を図ることを目的として、昭和61年4月1日に設置したものである。

市費・運用利子・寄附金で構成される緑地保全基金は、昭和61年度以降毎年基金の積立を行っており、平成11年度での基金現在額は約56億7千万円に達している。

市では、この緑地保全基金を緑地の買入れや緑地保全契約奨励金、樹林管理事業等に活用しており、これまでの緑地の買入れ総面積は13.74ha、買収総額は約68億9千万円に及んでいる。

●緑地保全基金の積立及び処分の状況（平成8年度以降）

年度	基金現在額	基金処分額	処分内容
平成8	5,322,912千円	1,021,801千円	<ul style="list-style-type: none">・岡本戸部緑地買入れ・緑地保全契約奨励金
平成9	5,476,112	789,564	<ul style="list-style-type: none">・常盤山緑地、手広戦道峯緑地、稻村ヶ崎三丁目市民緑地買入れ・緑地保全契約奨励金・樹林管理事業
平成10	5,662,036	157,884	<ul style="list-style-type: none">・天神山緑地、植木貞宗寺緑地買入れ・緑地保全契約奨励金
平成11	5,666,083	78,150	<ul style="list-style-type: none">・等覚寺東光寺緑地買入れ・緑地保全契約奨励金、保存樹林奨励金・樹林管理事業



天神山緑地

緑地保全基金による買入れを進めている。

〔平成13年2月現在での〕
〔買入れ面積 5,855m²〕